

OSK
KHJ
岡山きびの会

第 222 号 3 月
令和 4 年

興味のある方、非会員の方の居場所・月例会への参加も
岡山きびの会はお待ちしております。

『KHJ岡山きびの会』のご案内

2021 年度 年会費	正会員	6000 円	賛助会員	3000 円
月例会参加費	正会員	500 円	非会員・賛助会員の方	1000 円

※ひきこもり当事者・経験者の方は月例会参加費無料

郵便振込先 01380-6-77803 KHJ岡山きびの会 又は
ゆうちょ銀行 一三九支店 当座 0077803
※ご入会・ご寄付は随時受け付けております。

連絡先 【電話・FAX】086-230-2272 【メール】khj_okayamakibinokai@yahoo.co.jp
居場所 岡山市北区表町 1 丁目 4-64 上之町ビル 4 階 (市電・城下電停すぐ、アーケードに隣接)

KHJ岡山きびの会の願い

不登校・ひきこもりの当事者のことで悩んでいる親どうしが情報を交換し、親の気持ちが癒され、元気づけられ「この子がいてくれて本当に良かった」と心から思えるようになることを目指します。そして当事者本人たちが自分の意思と選択と決定において生き生きとして社会参加できるようになることを支援します。

グループでの話し合いの約束

- ここでの話はここだけのことにしましょう。
- 相手の話は受容しながら聴きましょう。
- 非難・批判はしないようにしましょう。
- 長く会に参加している人は新しい人に手をさしのべましょう。

▽ 令和4年3月例会 ▽

日時	令和4年3月13日(第2日曜日)		13:00~16:00
場所	きらめきプラザ2階 ゆうあいセンター 大会議室	岡山市北区南方2丁目13-1 電話:086-231-0532	
内容	●演題 「あさやまを質問攻めにする会」		
講師	主催: 浅山広大		所属: KHJピアサポーター
参加費	ひきこもり当事者・経験者: 無料	正会員: 500円	正会員以外: 1000円

▽ 令和4年4月例会の予定 ▽

日時	令和4年4月10日(第2日曜日)		13:00~16:00
場所	きらめきプラザ2階 ゆうあいセンター 大会議室	岡山市北区南方2丁目13-1 電話:086-231-0532	
内容	●演題 「令和4年度KHJ岡山きびの会総会」 「きびの会でとりくみたいこと」		
講師	講師: 難波規子	所属: 精神保健福祉士 岡山きびの会共同代表	
参加費	ひきこもり当事者・経験者: 無料	正会員: 500円	正会員以外: 1000円

「ひきこもりに優しい社会は、すべての人にとっても優しい社会だ」

(出典：たびだち第99号、第100号合併号P41)

(2月例会(中止)にかえて)岡山きびの会の訪問活動について

精神保健福祉士

矢田初恵

KHJ岡山きびの会副会長

○ 会の設立当初から、相談・訪問活動の先駆者、山本利美さん(WEBカウンセラー)

山本氏と私は、岡山県精神保健福祉センターが主催した第一回ピアサポーター養成研修が、三木記念ホールでひらかれた、その時同じグループワークで一緒したのが出会いである。川島焔三前会長も受講されていた。きびの会の設立以来、20余年来、支援者として参加いただき、現在も病をおして在宅でSNS等を活用され、まさに24時間、本人、ご家族の相談にのってくださっている。まずは、山本さんの本人本位の地道な活動に敬意を表する。

○ 自分の身近にいる人とともに、小さなことを喜びに

個人的なことだが、私は、一昨年、夫が急逝し、そのことがきっかけになり、「元気が出ない」日々をひきずっている。昨年3月で仕事も70才にて引退した。きびの会の活動にも、ご迷惑をおかけしてきた。そんな中、樋谷前会長のあたたかいお声かけは、「やらなければ」「私ができること」どんなにか励まされた。きびの会とつながっていてよかったと、つくづく思い知ることとなっている。活動することで少しずつ、回復することができている。〇〇は人のためにならず、とはよく言ったもので、私自身のためなのである。今までの私は、上を向いて全力で走ってきたようなところがあり、この一年半は、180度転換したような、足元をみて、ふみしめて歩きたいと思うようになってきた。

○ 「障害年金」申請の委任を受けて —Aさんとの出会い—

かねてから、お母さんから相談をうけていたAさん。お母さんとの唯一のコミュニケーション、メールを通して、本人に「障害年金」の申請を提案したところ、本人より署名・捺印した委任状が届いた。お母さんは(約60年間)日記から、レポート用紙20枚、本人の生育記録、学校のこと、仕事のこと、ひきこもり生活のことを書きまとめられていた。それをもとに、年金申請の「申し立て書」の作成をお手伝いすることができた。

本人の高校生当時(20歳以前の)初診時の診断書(原本)をきちんと保存しておられた。このことが20歳以降年金の未納時期があって障害年金申請をすることができた(無拠出年金という)何よりも、本人は運転免許があり、ひとりで初診時の総合病院、現在の主治医(=診断書を作成していただいた)のクリニックまで受診することができた。お母さんが、私のアドバイスどおりに、本人に予約日時を伝え、本人が受診できたことは、2階の部屋から出ることが少ない本人にとって、どんなに大変なことであったかと思う。

実はこれまで、お父さんが、数名の精神科医の自宅への往診を試みておられたが、本人が2階から出られることはなかったという。

私は、事前に保健センターでもらった障害年金のミニパンフレットを渡し、心理検査の内容も伝え、受診の目的をはっきり示したことがよかったと思う。本人はネットを利用できるので、自分で再確認されて、出かけることができたと思う。

また、お父さんも、障害年金が認定されたことで、「障害のためにひきこもってきた」ということを「社会」に認められた、という思いをもつことができた。ひきこもりは、本人が怠けているせいでは、決してなく、ましてや子育てのせいではない、ということが「社会」に認められた、という思いであろうか。

私は、駐車場で待ち合わせて、地元の国民年金課へ、本人と同行でき、となりに座って、年金の申請も自分で提出することができた。お母さんは、自宅の階段に書類と印かんを置いて、本人が出かけるかどうか、じっと見守ることができた。

私は、初めて本人と出会うことができ、「車の免許は19歳でとった」「マイナンバーカードを自分でネットで作った」ことを話してくださった。ご両親はカードのことは全く知らず驚いておられた

その後は、私は本人に手紙を送っている。コロナワクチンの優先接種ができることを伝える手紙を送っていたところ、ひとりで両親より早く出かけられていた。きちんと読んでくださっていた。2月14日には、バレンタインチョコ1枚を手紙に同封して送った

○ 買い物と調理実習に取りくんで —Bさん(姉弟)—

(2月例会には、二人にこの一年間の様子を話していただくようお願いしたが、二人とも「人前に出ると緊張するので」と断られた。)

私が、心がけていること、これは、この一年半、特にその思いが強くなってきた。「診断名や障害の重さで判断しない」「生活の中で、本人が困っていることに寄り添う」「私が無理なく楽しく続けられる」

二人は、別々に同じアパートの2階と3階に住んでいる。私は当初、お姉さんからの相談電話を受けて、出会いが始まった。

電話相談で話してくださったことから「いっしょに料理を作ってみませんか」ということで、お姉さんの部屋へ訪問を始めた。

きびの会の私の担当日である、月曜日に、月2回、令和2年12月から11時～12時半(ヘルパーさんにつなげる時のため90分にしている。)の時間で続けている。

本人とは、メールができるので、買ってきてほしいもののメニューは、事前に相談できる。ただし、新型コロナ・ウィルス防止措置が発令された期間は、本人たちの希望で、買い物を届けるだけにしている。3月には「一緒に作れるといいですね」と約束している。

トピックス

ひきこもり人権宣言

2021年12月23日、厚生労働省で行われた「暴力的『ひきこもり支援』施設問題を考える会」の記者会見で、「ひきこもり人権宣言」が発表された。

(上記出典：KHJ ジャーナル たびだち 第99号100号)

『ひきこもり人権宣言』

宣言文

ひきこもることは、命と尊厳を守る権利の行使である。ひきこもる権利は、すべての人が行使できる基本的人権であり、これを不当に侵害することは許されない。

思うに、ひきこもることは、悪ではない。ひきこもり状態に至らせた背景こそが悪である。ひきこもり状態は、家族、教育、労働環境、対人関係といった複合的要因によって生ずる現象であり、その意味で社会的排除、社会的孤立という側面を持つ。ひきこもる個人のみを治療や矯正の対象とするべきではなく、まず家庭や社会の改善を考えるべきであり、ひきこもる個人は、その改善を要求する権利を有する。

したがって、差別と抑圧の歴史をひきこもり当事者の力で終わらせるために、ここに、ひきこもりの権利を定め、ひきこもりの人権を宣言する。

この人権を宣言するにあたっては、引き出し屋の被害に触れなければならない。引き出し屋とは、事前に情報提供や信頼関係の構築をすることなく、説得や拘束を使って当事者

を寮や病院に移送し、本人が望んでいなかった生活環境の変更を強いる自立支援業者のことである。引き出し屋はTV番組に出演することで広く社会に認知されたが、この引き出し屋によって当事者が自立を強要された結果、餓死や自死を招いた事例が報道されている。

そもそも人権は、人々が命を懸けて戦い勝ち取ってきた歴史的所産である。しかしながら、ひきこもり当事者は、自立支援業者や業者と契約する家族によって、自由、生命、幸福追求の権利が一方的に奪われている。

そこで、ひきこもり人権宣言は、自立支援業者によって命を奪われた被害者、PTSDを患って苦しみ続ける当事者の無念を想起し、画一的に就労をひきこもりのゴールとする自立支援やパターナリスティックな政策ではなく、紆余曲折しながらも自分らしい生き方に向かって歩むリカバリーを求める。

自立とは、依存先を増やすことである。
希望とは、絶望を分かち合うことである。
ひきこもることは、生き抜く権利の行使である。

第1条 ひきこもる権利(自由権)

人は、ひきこもる権利を有し、これを行使できる。ひきこもる行為は、命と尊厳を守るために必要な自衛行為であり、十分に尊重されなければならない。

第2条 平等権

ひきこもり状態にある人は、人として平等に扱われる。人種、性別、信条、障害、年齢、経験によって、ひきこもる人は、差別されない。ひきこもり状態にある人とひきこもりを経験した人は、ともに等しくリカバリーに必要な利益を享受する。

第3条 幸福追求権

ひきこもり状態にある人は、幸福を追求する権利を有する。ひきこもり当事者は、自分らしく生きるために、自己決定権を行使でき、他者から目標を強制されない。

第4条 ひきこもる人の生存権

命と尊厳を守るために、ひきこもり生活の質が保障されなければならない。ひきこもり当事者・家族は、生活の質を確保するために、必要な手段を求めることができる。

第5条 支援・治療を選ぶ権利

ひきこもり当事者は、支援・治療を選ぶことができる。支援者は、適切な支援・治療のために、必要な情報を事前に提供し、当事者自身が選択できるように

にしなければならない。ひきこもり当事者は、当然に支援・治療の対象者になるのではない。

第6条 暴力を拒否する権利

ひきこもり当事者は、不当な支援・治療・説得を拒むことができる。当事者の本心に反する働きかけは暴力的であり、ひきこもり当事者は、これを拒否できる。引き出し屋の説得による連れ去りは、決して許されない人権侵害である。

第7条 頼る権利

ひきこもり状態にある人は、人や社会に頼る権利を有する。自己責任論によって孤立し、ひきこもり状態を自分の力で抜け出せなくなった人は、人や社会に頼ることを否定されない。

※条文は、基本的人権の中で、特にひきこもりにおいて侵害されがちな権利を明記した。ひきこもる人の権利は、上記に限定されるものではない。

～ お知らせ掲示板 ～

※ 重要なお知らせ ※

新型コロナ感染予防のため、参加者の検温（非接触式体温計）と電話番号の把握（同意による）、を行います。当日繰り返し37.5度以上の計測が認められる場合、月例会の参加をお断りする場合があります。当面の間ご協力ください。

第15回 KHJ 全国大会(オンライン大会) 大会宣言

1. ひきこもりであろうがなかろうが、誰もが同じように生きていくことを保証される権利がある。
2. 一行政に対して
各市町村に格差のない断らない支援窓口、居場所づくりの整備を求める。
3. 一私達ひとりひとりに対して
誰もが孤立せず、迷惑をかけ合いながら、お互い様で暮らせる地域社会の実現をめざす。
4. ひきこもり基本法の立法を求める。

以上のことを、産・官・民・学が協働連携して、実現させていくことを宣言する。

令和3年11月28日

特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会

(※出典：KHJ ジャーナル たびだち 第99号100号合併号より抜粋)

きびの会上之町ビル居場所の 電話・FAX 設置 のお知らせ

電話・FAX (086-230-2272)

FAX は、イラスト(会報掲載用)など投稿してもらえるのにも利用いただけます

KHJ 岡山まびの会 上之町ビル * 居場所 活動紹介 *

毎(月)居場所・電話相談日 13:00~18:00
 ・お気軽に相談いただくと嬉しいです。(相談予約・無料)
 ・ゆっくり話したいと思っています。
 ・居場所としてどなたでも利用可能

月
 居場所担当：**あさやま**
 電話相談担当：**矢田 (PSW)**
 (086-230-2272)

毎(水)居場所 14:00~18:00
 ・自由に来てくれ！
 ・どなたでも利用可能

水
 担当：**周平**

毎(水)夜の居場所 18:00~21:00
 ・社会参加を目指している人や、まだ就労後にも集える夜間の居場所
 ・どなたでも利用可能

木
 担当：**あさやま**

第3(木)のみ 健康教室 11:00~15:00
 ・軽い体操などをしております。
 ・居場所としてどなたでも利用可能

木
 担当：**大塚**
 (大阪府療育師会会員)

第1~3(金)居場所 14:00~18:00
 ・自由に来てくれ！
 ・どなたでも利用可能

金
 担当：**周平**

第4(金)きびきびサロン 12:00~16:00
 ・深みのある人生について話し合いたいと思います。
 ・居場所としてどなたでも利用可能

土
 担当：**小阪 (支援者)**

*** きびの会 上之町ビル4F 居場所の利用について ***

- ・ひきこもり当事者、経験者、家族、他“ひきこもりに関心のある方”など 基本的にどなたでも無料で居場所を利用できます。※一部相談は有料(第3土曜)
- ・居場所が開いている時間内は、いつ来ても、いつ帰っても自由です。
- ※ 『新型コロナウイルス・ウィルス』感染予防対策のため、マスク着用・手指消毒・検温にご協力ください
- ・予約相談のための来所を除く、他県から来られた方、または2週間以内に他県へ出られた方の居場所利用をお断りしています。ご了承ください。
- ※ 居場所の所在地などは、会報最後のページの地図参照
- ※ 祝日は、基本にお休みしております。

土 第1(土)シニア学級 12:00~16:00
 担当はシニア世代ですが、居場所としてどなたでも利用可能。担当：**ともの**(ピアサポーター)

曜日 第2(土)家族教室 12:00~15:00 ※開所は11:00から
 ・家族を主な対象とした居場所です。
 ・居場所としてどなたでも利用可能
 担当：**西**(家族)

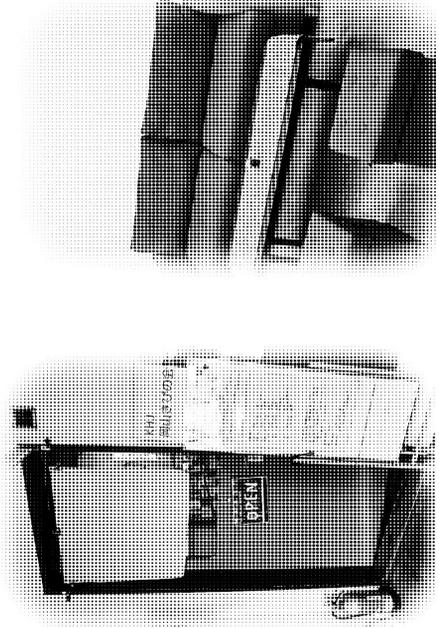
第3(土)松田相談日 9:00~13:00 ※予約状況により変更あり、ご了承ください
 ・相談を受け付けております。※要予約・有料・定員8名
 担当：**松田勝カウソセラ-**
 (要予約：090-8695-0904)

第4(土)若者学級 14:00~18:00
 ・自由に来てくれ！
 ・居場所としてどなたでも利用可能
 担当：**周平**

第5(土)居場所 13:00~18:00
 ・どなたでも利用可能
 担当：**あさやま**

*** 出張さびの会情報 ***

相談・サポート
 内容：ひきこもり当事者、家族への相談・サポート
 日時：毎月第2火曜日 13:30~15:00
 場所：岡山市南区芳泉3丁目2-2 市立南公民館
 ※施設による感染予防対策にご協力をお願いします。



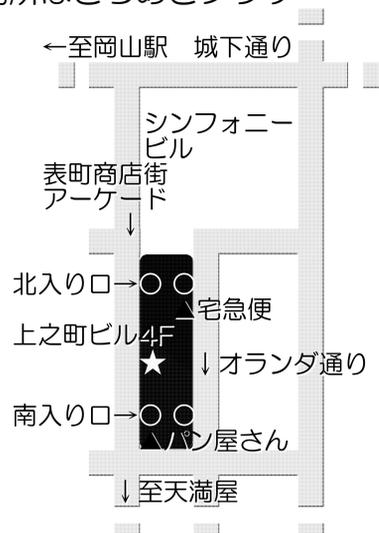
KHJ 岡山きびの会 3・4月 居場所・行事カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
3月13日 ・役員会 ・月例会	14 居場所 電話相談	15	16 居場所/ 夜の居場所	17 健康教室	18 居場所	19 松田先生 カウンセリング
20	21 居場所 電話相談 春分の日	22	23 居場所/ 夜の居場所	24	25 きびきび サロン	26 若者学級
27	28 居場所 電話相談	29	30 居場所/ 夜の居場所	31	4月1日	2 シニア学級
3	4 居場所 電話相談	5	6 居場所/ 夜の居場所	7	8 居場所	9 家族教室
10 ・役員会 ・月例会	11 居場所 電話相談	12	13 居場所/ 夜の居場所	14	15 居場所	16 松田先生 カウンセリング
		★南区公民館				

役員会：基本的に第2日曜日 11:00～12:00 ※場所はきらめきプラザ
 定例会：基本的に第2日曜日 13:00～16:00 ※場所はきらめきプラザ

『令和3年度会費』納入をお願いします。
 会員：6,000円 賛助会員：3,000円
 会員以外の方で会報購読など協力いただける
 団体個人の方は賛助会費をお願いします。
 ※会計年度は4月～翌年3月

KHJ 季刊誌『旅立ち』
 会員の方には従来通りお届けします。
 それ以外の方は、一冊定価500円での
 購読をご協力をお願いします。



【KHJ 岡山きびの会 居場所
 ：岡山市北区表町1丁目4-64 上之町ビル4階】

平成12年9月20日第3種郵便物認可(毎月25日発行)2022年3月21日OSK増刊通巻1047号
 発行所：岡山障害者団体定期刊行物協会 700-0973 岡山県岡山市北区下中野 246-4
 綾部小百合 (TEL 086-298-1162)
 無断での掲載、転写は禁じます。(定価100円は会費に含まれています)